

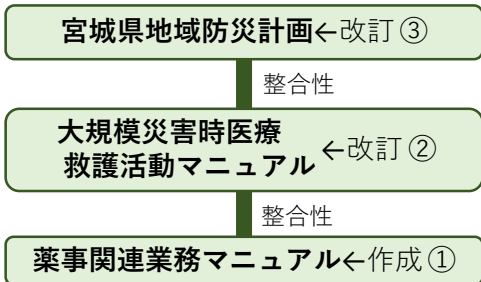
I 概要

目的と内容

●災害時ロジスティクスを確立するため、災害時薬事関連業務マニュアルとしてマニュアル化した医薬品等の供給、薬剤師の派遣体制及び情報収集・伝達体制に沿い、調整業務を担う災害薬事コーディネーターを整備する。

マニュアルの位置付け

- ①災害時薬事関連業務マニュアルを作成
- ②①に基づき、災害時医療救護活動における薬事業務の流れを具体化中
- ③②に基づき、地域防災計画における薬事業務の位置付けを具体化中



災害薬事コーディネーターの整備

II 現状

今年度実績

- 災害薬事コーディネーターの委嘱に向け、設置運営要綱及び出務に関する内規を策定した。
- マニュアルの内容と整合性を図るために、各職能団体と、必要に応じて災害時の協定を再締結した。
- 上位計画の改定案を計画を所管している課に提示した。

災害医療救護体制

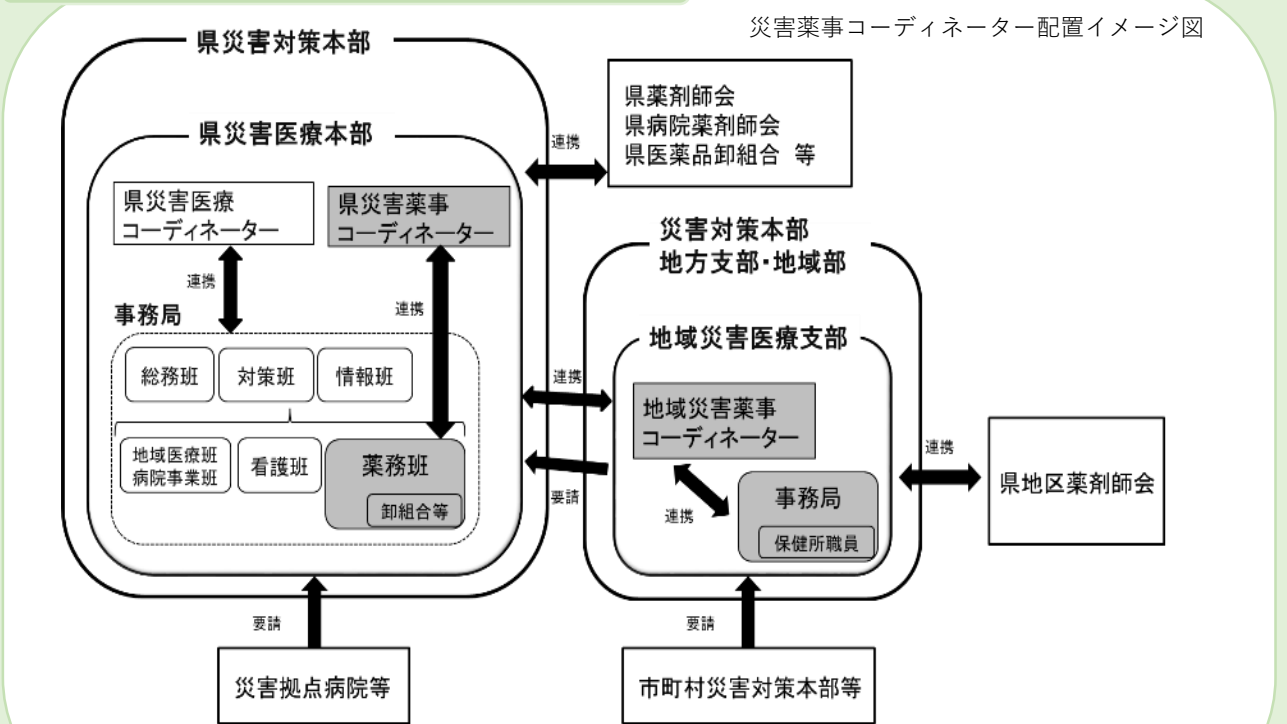
- 平成29年7月5日の国からの通知により、保健医療活動の総合調整を行う県災害保健医療調整本部を設置することが示され、現在、当県でも、体制整備及び大規模災害時医療救護活動マニュアルの改訂作業が行われている。
- 当該改訂がなされると、県災害保健医療調整本部において、各調整担当が、各医療資源等の供給を調整する予定である。
- 当該体制の元で、薬剤師派遣調整担当及び医薬品等供給調整担当として薬務課が想定されており、県に対し当該調整に関する助言をする役割を、災害薬事コーディネーターが担うことを、災害時薬事関連業務マニュアルに記載している。

IV その他

- 令和3年9月10日に（一社）宮城県薬剤師会が指定地方公共機関として県に指定された。
- 災害時薬事関連業務マニュアルは、今後も有識者（県薬剤師会、県病院薬剤師会及び宮城県医薬品卸組合等）により組織される「災害薬事連絡会議」の議論を踏まえ随時必要に応じて改訂する。

III 今後の予定

i : 災害薬事コーディネーターの委嘱



- （一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会より推薦をうけた薬剤師に対し、災害薬事コーディネーターを委嘱する。

ii : 災害薬事コーディネーターの教育研修

- 全国的に、災害薬事コーディネーターの配置とともに、その教育研修の実施が進められている。

教育研修例

災害対応の原則に関するグループディスカッション、救護所における情報収集と報告に関する机上シミュレーション、薬事支援に関する講義、災害時における医薬品供給・処方支援、薬事トリアージに関するシミュレーション

- 災害薬事コーディネーターが委嘱された後は、外部委託等により、災害薬事コーディネーターに対し、災害薬事に関する教育研修を実施する。

iii : 防災訓練への災害薬事コーディネーターの参加

- 防災訓練への参加及び結果を検証することにより、災害薬事コーディネーターの教育及び災害時薬事関連業務マニュアルを精査する。